## 決算特別委員会記録(抜粋)

1 期 日 令和2年11月20日(金)

2 場 所 全員委員会室

3 出席委員 委員長 桑木良典

副委員長 小林秀矩、下森宏昭

委員 柿本忠則、山木 茂、坪川竜大、前田康治、伊藤英治、 鷹廣 純、畑石顕司、西本博之、下西幸雄、三好良治、 伊藤真由美、井原 修、田川寿一

- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員 知事、田·副知事、教育長、警察本部長、病院事業管理者、危機管理監、 総務局長、経営戦略審議官、地域政策局長、環境県民局長、健康福祉局 長、商工労働局長、農林水産局長、土木建築局長、都市建築技術審議官、 会計管理者(兼)会計管理部長、会計総務課長
- 6 付託事件

令和元年度広島県歳入歳出決算認定の件 令和元年度広島県公営企業の決算の認定及び剰余金の処分の件

- 7 会議の概要
  - (1) 質疑・応答

質疑(田川委員) 公明党広島県議会議員団の田川でございます。

コロナ禍を経験した今、エッセンシャルワーカーの人たちの存在に感謝しつつ、その重要性を実感しています。コロナ禍が投げかけたもの、それは、今は特定の人だけが社会的弱者になるのではなく、現役で働く人であっても、様々なライフイベントや環境変化に伴って、命や暮らしを守ることへの厳しさを切実に感じるようになっています。このことからも、誰もが弱者になり得る社会とも言えるのです。このような時代だからこそ、人々の声に寄り添うことが重要だと思います。私は、人々の声に寄り添う立場から質問したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、核軍縮について質問いたします。

これまで、知事は、核兵器禁止条約について、国に対して早期に署名及び批准を行うよう、直接要望されています。しかし、残念ながら、日本政府は、核軍縮のアプローチの方法が異なると主張し、署名は行っていません。菅内閣もその方針のようですから、これを変えることはすぐにはできそうにありません。1月の条約発効までに、まずできることを考える必要があります。

そこで、より現実的な選択として、核兵器禁止条約発効後の締約国会議への日本のオブザーバー参加を訴えてはどうでしょうか、知事の御所見をお伺いいたします。 答弁(知事) 核兵器禁止条約は、核兵器のない平和な世界の実現に向け有効な手段 の一つであり、被爆75周年の節目となる今年、批准国が50か国に達し、来年1月に 発効することになったことは大きな一歩となるものと考えております。しかしなが ら、核兵器国が条約に反対している中、日本政府は、核兵器国と非核兵器国が協力 して核軍縮を進めるべきであるという考え方から、条約に署名しない立場と承知し ております。一方、政府が表明しております核兵器国と非核兵器国の橋渡し役を継 続的に果たしていくため、締約国会議にオブザーバーとして参加することは、現実 的なアプローチの一つであると考えております。

県といたしましては、これまでも、政府に早期に条約への署名及び批准を行うとともに、批准前に条約が発効する場合には、締約国会議にオブザーバー参加するよう要望しており、今後とも、機会を捉えて粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

要望・質疑(田川委員) 被爆県広島として、遅々として進まないこの核軍縮に対し、 打開へのきっかけをぜひつくっていただきたいと願う次第でございます。

次に、旧広島陸軍被服支廠について質問いたします。

旧広島陸軍被服支廠については、再調査するという判断をしていただいたことを高く評価しております。今後の調査の結果にもよりますが、保存費用が3分の1から4分の1になる可能性があるとのこと、これまでの議論を根底から変えるようなことであります。年内を目途に調査結果を取りまとめるとしていますが、これを踏まえて、最終的には知事の政治的決断によるところが大であると思います。被爆75年を迎えた本年、被爆者の思いに応えるための結論はどうあるべきだと考えるのか、その点を判断の基準に加えていただきたいと思います。

今、総務委員会で利活用についても議論しておりますけれども、どう活用するのかを検討するときに必要なのは、思いつきのアイデアではなく、理念が必要であると考えます。これまでも、博物館、美術館などの案がありましたが、実を結んできませんでした。今後、方針の整理のときに、残すならばぜひ利活用の理念を示していただきたいと願っています。

この建物の価値については、知事の言及がありましたが、どういう理念が利活用 の議論に必要だと考えるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

答弁(知事) 旧広島陸軍被服支廠につきましては、建物の耐震性に関わる新たな知見が得られたことから、現在改めて必要な耐震補強工法と、その概算工事費などを明らかにするための詳細調査を実施しているところであります。この詳細調査の結果につきましては、年内を目途に取りまとめることとしており、その結果がまとまり次第、県議会の皆様に報告させていただいた上で、1棟保存、2棟解体の対応方針案を整理した考え方と今回の詳細調査で得られた結果を踏まえ、皆様としっかり議論させていただき、旧広島陸軍被服支廠の最終的な方向性を整理してまいりたいと考えております。

なお、旧広島陸軍被服支廠の価値につきましては、これまで、平和や建築分野の

専門家等からは、慰霊・鎮魂の場としての価値、被爆の実相を伝え被爆体験を継承 し平和を希求する被爆の生き証人としての価値、れんが組積造と鉄筋コンクリート 造を併用した最古級の鉄筋コンクリート造建築物としての価値などを有していると の御意見を頂いているところであり、県といたしましては、こうした価値の継承を 利活用の検討に当たっての基本的な考え方として進めてまいりたいと考えておりま す。

要望・質疑(田川委員) 私は、この建物の場の記憶そのものに価値がある、その解体は広島のアイデンティティーを毀損するものではないかと訴えてまいりました。 ぜひ、今後も、この利活用についても一緒に議論させていただきたいと思っております。

長崎では、平成28年に被爆の遺構として、爆心地旧城山国民学校校舎、浦上天主 堂旧鐘楼、旧長崎医科大学門柱、山王神社二の鳥居など、数多くが国の史跡に指定 されています。広島では、原爆ドームが平成7年に史跡指定を経て世界遺産に登録 されていますが、ほかにも、被爆の痕跡が顕著に残り歴史的価値を有する遺跡を国 の史跡に指定することが広島市において検討されていると聞いております。

そこで、旧広島陸軍被服支廠は、原爆ドームに続いて世界遺産の登録の可能性も ある戦争遺構として、広島市とも連携して、この史跡指定を含め、今後様々な検討 をすることを要望しておきたいと思います。

次に、県立広島病院について質問させていただきます。

昨年度の県立広島病院の経常収支は11年ぶりの赤字に転落。患者数の減少や費用増が影響したということです。本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大で受診控えが響き、さらに患者数が減ることが懸念されています。しかし、今はやむを得ない非常時であると考えます。新型コロナウイルスの蔓延によりまして、今年ほど自治体病院の重要性が認識されたことはありません。採算の合わない民間の医療機関での感染者の収容が困難な中、自治体病院が受け入れてくれることの安心感がそこにはあります。ウイルスによる感染症はおおむね10年に一度広まっていることなどを考えると、それに対応した自治体病院の在り方を考えなければならないと思います。今回の感染者の増大に対して、ベッド数が不足し、対応できなかった件がありました。

感染者の収容には、個室や重症者、患者用のベッドが必要となりますが、患者、 感染者が急増したときの対応としては、まず個室を増やすことを今後検討してはど うかと考えます。個室料が取れる上限は存じておりますけれども、患者受入れ増の 考え方について、どのように対応しようとしているのか、病院事業管理者にお伺い いたします。

答弁(病院事業管理者) 現在、県立広島病院におきまして、重症患者用の個室は4室、その他の個室が81室あり、全体の約13%となっております。今後の入院医療につきましては、療養環境の向上が求められるようになるため、患者一人一人のプラ

イバシーに配慮するとともに、感染症患者への適切な対応も踏まえ、個室療養が中心になっていく必要があると認識しております。一方で、重症患者に対しましては、病状の変化を迅速に把握して対応する必要があるため、ICU、集中治療室などのような重症病床は準個室としての整備も必要になってまいります。

引き続き、県立広島病院の役割を踏まえ、新しい高度医療へ対応できる病室の整備に努めるとともに、今後、県内で感染症が急増し患者の受入れ要請があった場合におきましては、適宜、柔軟な対応を取れるよう体制を確保してまいりたいと考えております。

要望・質疑(田川委員) 後期高齢者の急増を踏まえた効率的な医療体制の確保は必要ですけれども、新しい感染症は今後も発生することを予期するならば、この病床の在り方は、もっと議論すべきであると思います。また、感染症専門医の集約など、様々な観点から、この自治体病院の役割を検討していただくことを要望いたします。次に、いじめの問題について質問いたします。

文科省は、昨年認知されたいじめを61万件余りと発表いたしました。 5 年連続で 最多を更新したということです。

そこで、昨年の広島県のいじめの認知件数を教えてください。

また、文科省によると、SNS、インターネットでの誹謗中傷は高校で18.7%としていますが、県内の高校は何%か、教えてください。

さらに、生命や心身に大きな被害を受けたとする重大事態が2割増えたとされて おりますけれども、県内ではどのくらいの割合なのか、その増減を教育長にお伺い いたします。

- 答弁(教育長) 令和元年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、全国のいじめ認知件数は61万2,496件と、過去最高の認知件数であり、本県におけるいじめ認知件数は7,040件となっております。また、高等学校におけるパソコンや携帯電話等での誹謗中傷認識に関する数値につきましては、全国の18.7%と比べて、本県の公立高等学校におきましては若干高い傾向となっております。さらに、本県の公立学校におけるいじめの重大事態の件数につきましても、全国と同様増加傾向となっております。
- 質疑(田川委員) 特にネット上のいじめというのは見えにくい傾向があります。対応が急がれると思います。そこで、今、数字を述べていただきましたけれども、全国的に広島県も増えておりますが、この認知件数が増加している理由をどのように教育長は考えておられるのでしょうか。
- 答弁(教育長) 全国のいじめ認知件数につきましては、全校種において増加しております。その理由といたしましては、いじめはどの学校にでも起こり得るという認識の下、教職員がアンテナを高くして児童生徒の状況を把握した結果、いじめの積極的な認知が進んできたものと捉えております。また、いじめは認知件数の多い、少ないにとらわれることなく、表面的、形式的な指導になることがないよう、いじ

められた児童生徒の立場に立って、学校が組織的に早期の対応を行うことが重要であると考えております。

今後も、県教育委員会といたしましては、いじめは絶対に許されない行為という 認識に立ち、生徒指導主事研修や学校訪問等の機会を活用して、いじめ未然防止や 対応についてスクールカウンセラーなどの知見を踏まえた研修や助言を行うなど、 各学校及び各市町教育委員会を支援してまいります。

要望・質疑(田川委員) 教員が積極的にこのアンテナを高くして、認知件数が増えたということでございますけれども、この数字が毎年上がっているということは事実でございますので、この結果を見て危機感を持たなければ学校現場や教育委員会の意識改革というのは進まないと思います。子供のSOSに敏感に反応して支援の手を差し伸べていかなければなりません。いじめを放置すれば命にも関わることを、改めて肝に銘じたいと思います。兆候の段階で把握して、担任だけでなくチームや学校全体で取り組む仕組みをぜひ構築してほしいと思います。

学校は問題を大きくしたくないという力が働くということを、私は、元教員としてよく知っております。だからこそ、校内だけでなく、スクールカウンセラーや専門家の助言、地域住民が積極的な関わりを持つようにすることも重要であると思います。ぜひ、こうした体制を構築してほしいと思います。

次に、ヤングケアラーの問題について質問いたします。

団塊世代が75歳以上となる2025年には、介護が必要な高齢者は716万人に上ると推計されております。急速な高齢化の進展とともに介護を必要とする人が年々増え続けていくのは、避けられない状況です。そんな中、現在、ヤングケアラーの存在が注目されています。

ヤングケアラーとは、慢性的な病気や障害、精神的な問題などを抱える家族の介護をしている18歳未満の子供や若者のことです。家族の介護により友人関係が希薄になりがちで孤立してしまう、あるいは、勉強や部活動に打ち込めず将来の夢や進路が制約されるおそれがあります。ヤングケアラーをめぐっては、近年、その問題性が強く指摘されております。2020年3月の毎日新聞によりますと、その数は、通学や仕事をしながら家族を介護している15~19歳の子供が、2017年時点で、全国で推計3万7,100人に上るとしております。国においては、明年、全国的な調査を行うということですので、本県での実態も明らかになると思います。

ヤングケアラーの最も深刻な問題は、学業への支障です。特に遅刻、早退、欠席 は非常に大きな問題で、これらは介護による時間的拘束に伴って生じます。不登校 などに発展する場合も考えられます。介護負担による子供たちの学力、修学機会の 制限や、さらに、友人関係の乏しさなどを招くなど、社会性の獲得にも大きな影響 を与え、社会的な孤立につながることも問題視されています。

このような、周囲から孤立しやすく進路も左右されかねないヤングケアラーを、 県としてどのように支援し、適切な教育機会を確保し、心身の健やかな成長、発達 が図られるようにするのか、健康福祉局長にお伺いいたします。

答弁(健康福祉局長) 複数部局にわたるお尋ねでございますが、私が代表して答弁 いたします。

家族や親近者の介護を行うヤングケアラーが、学業と両立して、周囲から孤立することなく介護を継続するためには、介護の負担ができるだけ軽減される支援及び学校等における心身へのケアなどが重要であると認識しております。本県では、介護の負担を軽減する支援としまして、家族介護支援事業の実施による家族介護教室の開催や、介護用品の支給、広島県若年性認知症サポートルームの設置による若年性認知症の人やその家族に対する総合的な支援、難病対策センターにおける難病患者家族への相談対応など、市町や関係機関と連携して取り組んでおります。また、学校におきましては、親の介護等も含めた児童生徒が抱える不安や悩みに対して、教職員が児童生徒の心に寄り添うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の人材を活用した対応も行っているところでございます。引き続き、こうした支援に取り組むとともに、国による全国調査を注視し、医療、福祉、介護の現場及び学校や教育委員会との連携を深めてまいります。

要望(田川委員) 埼玉県では、ヤングケアラー支援を盛り込んだ条例を制定いたしました。ぜひ、広島県でも支援の充実を図っていただきたいと思います。以上で質問を終わります。